



大阪 社会 保険 時報

大阪
533

風物詩

四季の移り変わりは楽しい。鮮やかに咲き誇る花のために、和傘をさして守っている。その花を愛でる女性もまた日除けに、花に負けない艶やかな色彩の洋傘をさして楽しむ。これもまた、風物詩であろう。和傘の白と竹の色が、絶妙の調和を醸しだし、心地よい香りを覚える。大和の民の優しき心情が、ほのぼのと伝わる、古寺の一角にたたずみ、しばしの休息に息をつく。千年・二千年の民の心の歴史が、こんな風情を残してくれたことを感じ、思わず手を合わせる。感謝、感謝！（当麻寺にて）

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 従業員が家族を被扶養者にする時の手続き
- 電子申請・電子媒体による申請のご案内
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成27年4月分（5月納付分）から協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます
・新しい業務システムへの移行時期等について ・健診結果により『特定保健指導（健康相談）』を無料で実施しています
・被扶養者資格（認定状況）の再確認のお知らせ ・メールマガジンのご案内
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

従業員が家族を被扶養者にする時の手続き

新たに健康保険（協会けんぽ）の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や、被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出してください。



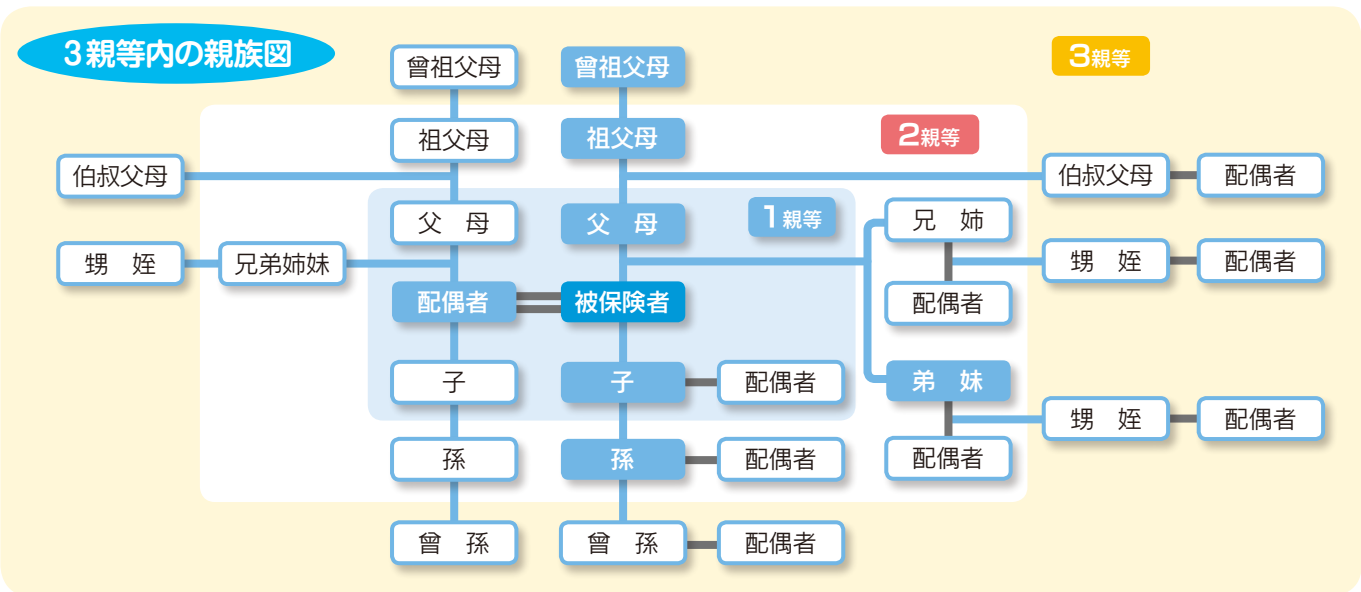
被扶養者の範囲

1. 被保険者と同居・別居いずれでもよい方

- ・配偶者（内縁関係でも可）
- ・子、孫および弟妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属

2. 被保険者と同居していることが必要な方

- ・上記1以外の3親等内の親族（兄弟、伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
- ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）



被扶養者の認定

以下1～3の項目すべてに当てはまるとき、被扶養者に該当します。

1. 主として被保険者の収入により生計を維持していること
2. 被扶養者が60歳未満の場合……年間収入^(※1)が130万円未満
被扶養者が60歳以上または障害者の場合…年間収入^(※1)が180万円未満
3. 同居の場合…収入が被保険者の年間収入の半分未満
別居の場合…収入が被保険者からの仕送り額よりも少ない

(※1) 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。
給与所得等の収入がある場合は月額108,333円以下、雇用保険・傷病手当金等の給付を受けられる場合は月額3,611円以下であることが条件となります。
また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金なども含まれますのでご注意ください。

手続き

事実が発生した日から5日以内に、被保険者が事業主を経由して「健康保険 被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。

「健康保険 被扶養者（異動）届」の3枚目は、複写で被扶養配偶者の「国民年金第3号被保険者該当届」となっています。被保険者の配偶者の方が20歳以上60歳未満であり、厚生年金保険等の被保険者でない場合は、原則、国民年金の第3号被保険者となりますので、こちらの届書の提出もお願いいたします。提出される際は、基礎年金番号の記入漏れがないよう、ご注意ください。

添付書類

1. 収入確認のための書類

①所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方の場合、事業主の証明をもって収入確認の添付書類を省略できます。

ただし被扶養者となった日が事務センターまたは年金事務所への提出日より60日以上遡及する場合は以下ア～カに応じた添付書類が必要です。

②所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていない方で

ア：退職したことにより収入要件を満たす場合

「退職証明書」または「雇用保険被保険者離職票（コピー）」

イ：雇用保険の失業給付を受けている、または失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合

「雇用保険受給資格者証（コピー）」

ウ：年金受給中の場合

現在の年金受取額がわかる「年金額の改定通知書または振込通知書など（コピー）」

エ：自営業や農業、不動産収入等がある場合

直近の「確定申告書（コピー）」

オ：上記ア～エに加えて他に収入がある場合

上記「ア～エに応じた書類」および「課税（非課税）証明書」

カ：上記ア～エに該当しない収入がある場合

「課税（非課税）証明書」

※①および②に共通する事項

障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、受取金額のわかる通知書等のコピーが別途必要です。

2. 続柄確認のための書類…被保険者と別姓の方が対象となります。

「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）」など

3. 同居確認のための書類…被扶養者として認定されるために同居が条件である方が対象となります。

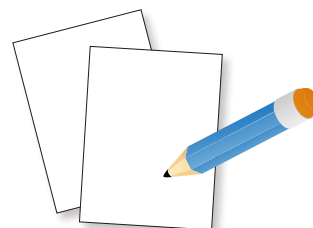
「被保険者世帯全員の住所票の写し（コピー不可）」

「民生委員等による同居の証明」など

4. 内縁関係を確認するための書類

「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」

「被保険者世帯全員の住民票の写し（コピー不可）」など



電子申請・電子媒体による申請のご案内

事業主の方の届書等提出に係る事務負担を軽減する方法として、電子申請や、電子媒体による申請の方法があります。時間にとらわれず、いつでも届出や申請を行うことができる電子申請や、事業所内ですでに作成されている個人別の電子データを活用することによって届書等の作成が容易に行える電子媒体申請を、ぜひご利用ください。

電子申請

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」は、総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです。このサイトを利用することで、年金事務所 (事務センター) に行う各種申請手続きを、ご自宅や事業所のパソコンからオンラインで行うことができます。



手順

- ① **電子証明書を取得**します。電子証明書は、電子申請の申請書等に電子署名を行うために必要となるものです。取得には通常1週間～2週間程度の期間が必要です。
- ② **パソコンの環境設定**を行います。「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」のサイトを利用するために必要な環境を整えます。
- ③ 手続きによっては、他のソフトウェアを利用して**電子申請用のデータを作成**します。たとえば、社会保険・雇用保険関係の11手続きを作成できる「磁気媒体届書作成プログラム」というソフトウェアがあります。
- ④ **e-Govのホームページから電子申請**を行います。作成した申請書や添付書類に電子署名を付けて、インターネットを通して提出します。

対象の届書

電子申請の対象となる届書については、日本年金機構のホームページに「電子申請対象申請書等一覧表」を掲載していますので、ご確認ください。

電子媒体による申請

健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きについては、電子媒体 (CD・DVD) による届出ができます。

電子媒体による届出を行う場合、事前に特別な手続き等は必要ありません。電子媒体を作成するためのパソコンソフトを日本年金機構のホームページ上に掲載していますので、ご利用ください。

なお、電子媒体による届出の実施後も、従来の紙媒体による届出は可能です。

対象の届書

電子媒体による届出が可能な届書は、以下の8種類です。

- 1 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 2 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 3 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- 4 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届出
- 5 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- 6 健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届
- 7 健康保険被扶養者 (異動) 届 (国民年金第3号被保険者関係届 (資格取得・資格喪失・死亡))
- 8 被扶養配偶者非該当届



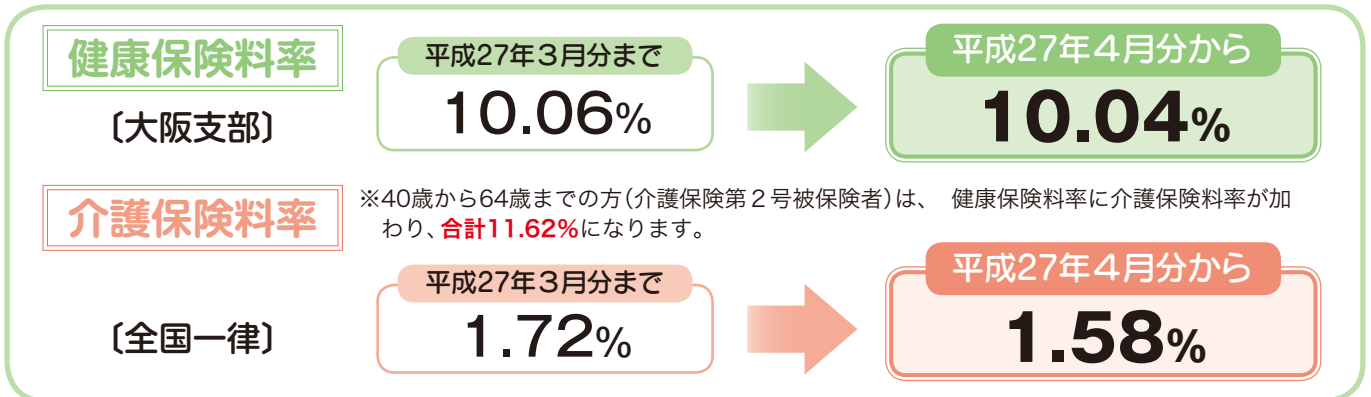
ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

平成27年4月分(5月納付分)から 協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます

平成27年度の協会けんぽ大阪支部の健康保険料率および介護保険料率は、**例年より1カ月遅れての、本年4月分(5月納付分)からの適用**となります。

保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、加入者・事業主の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。



新しい業務システムへの移行時期等について

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまへのサービスと利便性の向上のため、新しい業務システムへの移行、情報提供サービスなど各種サービスの変更にに向けて準備を進めておりますが、その移行等に伴い、**健康保険証等の発行など一部の業務を停止する期間が発生する予定です**。この間、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、移行時期などの最新情報につきましては、決定次第、協会けんぽのホームページ、メールマガジンでお知らせする予定です。

メルマガ会員登録はホームページから！

協会けんぽ 大阪

検索

健診結果により『特定保健指導(健康相談)』を 無料で実施しています

～健康づくりのチャンスです！～

協会けんぽでは、健診の結果から、心筋梗塞、糖尿病、脳梗塞などの生活習慣病を発症するリスクが高いことが予想される**40歳以上の被保険者(加入者ご本人)**さまを対象に、生活習慣を見直すお手伝い(特定保健指導)を**無料**でさせていただきます。

この特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が直接事業所さまへお伺いさせていただき、ライフスタイルに合わせた生活習慣改善策の提案を行い、取り組んでいただけるよう6カ月間サポートいたします。また、協会けんぽ大阪支部にご来所いただき、特定保健指導を受けることもできます。

健診の結果、該当する事業所さまへ、特定保健指導の対象者を記載した案内文書を送付させていただきます。従業員の皆さまの健康のためにも、ぜひ特定保健指導の導入をお願いいたします。

なお、特定保健指導を受けていただくには、生活習慣病予防健診を受診していただくか、または、事業所健診の結果データをご提供いただく必要があります。

くわしくは、協会けんぽ大阪支部保健グループ(06-7711-4302)までお問い合わせください。



協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格(認定状況)の再確認のお知らせ

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、昨年と同様に、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただきます。

保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施スケジュール

送付期間：平成27年5月末から6月下旬（順次送付）

提出期限：平成27年7月末日



再確認の対象となる方

平成27年4月1日において18歳以上の被扶養者
(平成27年4月1日以降に扶養認定された方を除く)

提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し「協会提出用」を提出（同封の返信用封筒にて協会けんぽへ提出してください）

※返信用封筒は被扶養者資格の再確認専用ですので、その他の書類は同封しないようお願いいたします。

A. 削除となる被扶養者がいない場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

「被扶養者状況リスト」のみ提出

B. 削除となる被扶養者がいる場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」



被扶養者調書
兼異動届
「正・副」



保険証

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、削除となる被扶養者の保険証等を添付のうえ同封

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。また、協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

高齢者医療制度への拠出金は加入者の人数に応じて算出されます

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されますが、こうした支援金（皆さまが納められた保険料によるものです）は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数に応じて算出されます。

そのため、**本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、保険料率等に影響いたします。**

【参考】平成26年度実績

削除人数：約69,000人（全国） 約7,000人（大阪支部）

高齢者医療制度への支援金の負担軽減額（効果額）：約34億円（全国）



協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者（異動）届」は年金事務所に直接提出となります。すみやかな届出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ



登録無料

メールマガジンのご案内

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録するととにかくいいことがあるの？



タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合があります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。

協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで重要な情報や参考になる情報が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらにくわしく知りたいときはメールマガジン内のURLからそのままホームページで詳細が確認できます。

ぜひこの機会にご登録ください。

登録者
10,000名
突破!



メールマガジンとはどんなもの？



内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
- ②健康保険給付申請について、担当者から実務的なアドバイス
- ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
- ④保健師や管理栄養士から健康づくりサポート情報
- ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー
- ⑥医療機関検索、小児救急電話相談などのお役立ちリンク集

※いままでの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。

メルマガを支店の事務担当者にもすすめておいたよ。

健康サポート情報で、従業員の健康管理を見直すきっかけになったわ。



メルマガで知ったけど、医療費が高くなったときに負担額を軽くする制度があるんだね。

登録は無料でカンタン! (パソコン用の配信となります)

1

- 協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のバナーをクリックします。

2

- 「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。

3

- 利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。



協会けんぽ大阪支部
メールマガジン

- ✓お役立ち情報満載
- ✓登録は無料で簡単



配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信

ぜひご登録いただき、お仕事にお役立てください!

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」
トップ画面が
表示されますので、
「新規ご利用登録」
ボタンをクリックします。



2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」
が表示されますので、アクセスキーの
有無に応じて「ご利用登録」ボタンを
クリックしてください。



スマートフォンの方は
こちらからアクセスできます。



●登録には基礎年金番号が必要となります。

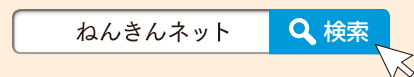
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144